

須賀川市読書活動推進計画（中間改定版）

「市民・地域と共に歩む図書館」



中央図書館（市民交流センター）



長沼図書館



岩瀬図書館

令和7年3月
須賀川市

目 次

第1章 はじめに

- 1 読書活動の意義 1
- 2 読書活動の現状 1
- 3 計画策定の背景 1
- 4 SDGs 理念の反映 2

第2章 基本的な考え方

- 1 計画の目的 3
- 2 計画の期間 3
- 3 基本理念 3
- 4 基本目標 3

第3章 計画推進のための施策

- 1 市民の読書活動の支援体制の強化 4
- 2 子どもの読書習慣の応援体制の充実 6
- 3 市民のだれでもが本に会える環境づくり 8
- 4 貴重な郷土資料の有効活用の推進 10
- 5 市民との協働による読書活動の推進 11

第4章 推進体制

- 1 推進体制の整備 12

第1章 はじめに

1 読書活動の意義

読書は、生涯を通して、心を育み、人間力を向上させる活動であり、コミュニケーションの基本となる言葉を学び、情報を収集し、知性や感性を磨き、表現力・創造力を高め、人生をより深く生きる力を身につける上で欠かすことができないものです。それは、まさに人類の財産を共有化しようとする営みと言えるものです。

また、成長期の子どもにとって読書は、豊かな心を育むために極めて大切な役割を担っています。読書によって知識を得ることや、考えたり、感じたり、想像したり、表現したりする能力を身に付けることは、自らの課題を発見し、また、判断して解決する資質や能力を養う基となり、その後の人生に大きな影響を与えることとなります。

読書活動を推進するためには、子どもから大人までのそれぞれのライフステージにおいて、いつでも・どこでも・誰もが等しく読書に親しむことができる環境づくりに力を注ぎ、市民とともに地域ぐるみで読書のまちづくりを進める必要があります。

2 読書活動の現状

福島県が実施した令和5年度「読書に関する調査」結果によると、児童生徒の1ヶ月の平均読書冊数は、小学生11.7冊、中学生2.8冊、高校生1.5冊で、調査を開始した平成16年度（高校生は21年度）から、小学生が約3倍、中学生が1.7倍、高校生が約1.2倍となっており、福島県の児童生徒の読書量は確実に増加していることが伺えます。

また、本市の図書館における読書活動としては、市民交流センター内に中央図書館がオープンしたことにより、市民一人当たりの年間貸出冊数は、平成29年度の3.4冊から、令和5年度は、4.2冊と増加しています。

3 計画策定の背景

元号が平成に変わったころから、わが国では、ゲーム機や携帯電話の普及をはじめ、子どもを取り巻く生活環境の大きな変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などの状況を背景に、子どもの「読書離れ」が指摘されました。

このような状況の中、国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年12月に施行し、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を公表しました。また、平成17年7月に文字・活字文化の振興に関する施策推進のあるべき姿や国語が日本文化の基礎であること、学校教育において言語力の涵養に努めることを基本理念とする「文字・活字文化振興法」を制定しました。

福島県では、国の推進計画に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指して、平成16年3月に『福島県子ども読書活動推進計画～いのち輝く「小さな読書人」育成プラン～』を策定し、平成20年3月に後期計画を策定しま

した。さらに、平成 27 年 2 月に第 3 次計画を策定しました。

本市においては、平成 21 年 2 月に「須賀川市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校、図書館等がそれぞれの役割を果たすべく具体的な方策を明らかにするとともに、各種事業を展開してきました。

そのような状況の中、東日本大震災が発生し、街中にあった総合福祉センターが使用不能となったため、老朽化・狭隘化していた図書館の建て替えと併せて、新たな多機能融合施設である市民交流センターを建設しました。その中核を担う機能として中央図書館が、平成 31 年 1 月に開館したことにより、市民の読書を取り巻く環境は大きく変わりました。旧図書館と比べ面積や蔵書数が増え、ICT 環境や対面朗読室も整備されました。また、館内はバリアフリーとなり、身体に障がいのある方も安心して図書館内を移動することができるようになりました。

このような背景を踏まえ、本市では、子どもから高齢者まで全ての世代における読書活動を推進するとともに、時代の変化に対応しながら、図書館サービスを維持・発展させることなどを目的として令和 2 年 3 月に、計画期間を 10 年間とした「須賀川市読書活動推進計画」を策定しました。

今回、本計画の策定より 5 年が経過することから、これまでの取組の成果や課題、諸情勢の変化や「須賀川市第 9 次総合計画まちづくりビジョン 2023」（令和 5 年 4 月策定）、県の第 4 次「子ども読書活動推進計画」（令和 2 年 2 月策定）、国の「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的計画」（令和 5 年 3 月策定）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年 6 月策定「以下読書バリアフリー法」という。）を踏まえ中間改定を行いました。

4 SDGs 理念の反映

本計画に基づく事業の推進に当たっては、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえ取組むこととしています。

SDGs(持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。



第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

子どもから高齢者まで全ての世代における読書活動の推進に資する諸施策を展開することを目的とします。

2 計画の期間

計画の期間は、令和2年度からの10年間とし、概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

3 基本理念

「市民・地域と共に歩む図書館」を基本理念とします。

4 基本目標

「市民・地域と共に歩む図書館」の実現を目指し、多機能複合施設である市民交流センターの特性や長沼・岩瀬図書館の地域性を生かしながら、次の5つの基本目標に基づいて具体的な事業に取り組みます。

- (1) 市民の読書活動の支援体制の強化
- (2) 子どもの読書習慣の応援体制の充実
- (3) 市民のだれでもが本に出会える環境づくり
- (4) 貴重な郷土資料の有効活用の推進
- (5) 市民と協働による読書活動の推進

第3章 計画推進のための施策

1 市民の読書活動の支援体制の強化

図書館では、たくさんの蔵書の中から自分の見たい本をいつでも自由に選ぶことができます。また、本に関する様々なことについて相談できる窓口があります。

また、図書館は、地域で発行する資料は勿論のこと、地域文化に関わる一般資料(図書、雑誌)の収集に努めるとともに、政策比較のための他自治体の資料等、行政や地元企業へ常に新しい情報を提供し、まちづくりや企業への支援を図っていく必要があります。

下記の取り組みを通して、市民の「学びたい・楽しみたい・発見したい」を支援します。

(1) 基本事項1 魅力ある利便性の高い交流型図書館づくりの推進

ア 本との出会いの場の整備(中央図書館)

(ア) こどもライブラリーやメインライブラリーでは、テーマごとに本を配置し、利用者にとってわかりやすく、知的好奇心に応えられる書棚づくりを推進します。

(イ) 交流スペースや子育て支援センター、わいわいパーク等、図書館エリア以外にも関連する本を配置し、それらを通して市民の交流を促進します。

(ウ) ティーンズライブラリーの充実を図り、岩瀬管内高等学校の図書委員と連携した取り組みを通して、青少年世代の交流や読書活動を促進します。

イ ICTの活用

(ア) 令和4年10月に導入した電子図書館サービスの積極的な普及促進に努めるとともに、蔵書検索システムやオンラインデータベース等の活用を図ります。

(2) 基本事項2 地域の特性を生かした図書館運営

ア 地域の特性を生かした図書館運営

(ア) 中央図書館を核として、長沼・岩瀬図書館や各コミュニティセンターにおいても、地域特性を生かした各種事業を実施できるよう支援します。

(イ) 地域の声を反映できるよう、来館者や事業参加者を対象にアンケート調査を実施し、図書館サービスの内容を定期的に見直します。

(3) 基本事項3 レファレンスサービス※の充実

ア 図書館職員の資質の向上

(ア) 職員向け研修会や学習会への参加を通して、スキルの向上を図ります。

(イ) 館内での読書相談、レファレンス体制の充実を図ります。

イ レファレンス用資料の充実

※ 情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりするサービス。

(ア) 市民や地域の課題解決に役立つ情報や資料の収集に努め、利用者の調査・研究を支援します。

(イ) 企業等に対するレファレンスサービスの周知に努めるとともに、各分野の専門的な資料を提供します。

ウ 所蔵していない資料の提供機能の強化

(ア) 県内外の公共図書館との連携を深め、所蔵していない資料の相互貸借による提供を強化します。

(4) 基本事項4 魅力的な蔵書の構築

ア 資料の充実及び資料提供

(ア) 貸出状況等の客観的なデータ分析により、市民ニーズを的確に把握するとともに、適切な資料の収集に努めます。

(イ) 関係部署と連携しながら、市民交流センター5階の円谷英二ミュージアム内の特撮関係資料の充実を図り、本市ならではの特撮文化への理解及び情報発信に努めます。

イ 本にふれるきっかけづくり

(ア) 年代別おすすめ本の紹介を定期的を実施します。

(イ) 様々な媒体を活用し新着本の周知を行います。



わいわいパーク内の絵本コーナー



ティーンズライブラリー



3階 交流フロア



利用者用資料検索端末(OPAC)

2 子どもの読書習慣の応援体制の充実

子どもが自主的に読書に親しむためには、家庭での保護者からの働きかけが大切です。保護者が子どもに本を読み聞かせることは、互いのコミュニケーションを深めるのに役立ちます。

特に乳幼児は、読み聞かせなどの体験がその後の自主的な読書習慣へとつながります。

また、保護者自身の読書への姿勢が、家庭内における子どもの読書への意欲に大きな影響を与えるといえます。

下記の取り組みを通して、子どもが読書に親しむことを応援します。

(1) 基本事項1 子どもが読書に親しむ機会の充実

ア 子ども読書に親しむきっかけづくり

(ア) 市民交流センター2階の子育て支援センターやわいわいパークと連携を図りながら、発達段階に応じた児童用資料を配置するとともに、おはなし会等の実施に努めます。

(イ) 乳幼児健診の機会を利用して、絵本をプレゼントする「ブックスタート※事業」の更なる充実を図ります。

(ウ) 出前おはなし会や、館内における各種イベントを定期的実施し、子どもが本と触れ合う機会の提供に努めます。

(エ) 読書経歴が記帳できる「読書の記録」の活用を促し、楽しみながら読書習慣が身に付くよう支援します。

(オ) 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」の周知を図るためのイベントや企画展示を実施します。

イ 保護者等の理解、協力

(ア) 様々な機会を通して、乳幼児期からの本との出会いが大切であることを保護者に理解してもらうよう努めます。

(イ) 大人向け朗読会の実施やおすすめ本の紹介を通して、保護者に率先して読書に親んでもらうことにより、子どもの読書への関心を引き出し、家庭内での読書環境を整えるよう働きかけます。

(ウ) 子どもと保護者が、ともに本に親しみ、読書の楽しみを共有する機会を持てるように働きかけます。

(2) 基本事項2 子どもの学びと成長への支援

ア 良質な児童書・絵本の収集

(ア) 継続して良質な児童書や絵本の収集に積極的に努めます。

(イ) 学校で必要とする資料についての情報収集に努め、積極的に支援します。

※ 1992年にイギリスで始まった、絵本を開く楽しい体験を通して、赤ちゃんとその保護者が心ふれあうひとときを持つことを応援する運動。

イ 図書館活用方法の周知

(ア) 中・高校生の体験学習やインターンシップ等を積極的に受け入れます。

(イ) 図書館の見学会や館内でのおはなし会を実施します。

ウ 学習活動のサポート

(ア) 総合学習や自由研究に役立つ資料の提供に努めます。

(イ) 子どもが様々なことを調べるのに役立つ事典や図鑑等、参考資料の充実を図ります。

(3) 基本事項3 関係機関との連携

ア 学校図書館、コミュニティセンター等との連携と支援

(ア) 学校図書館の役割を各学校の学校経営グランドデザインに明確に位置付けるよう働きかけるとともに、児童・生徒の読書活動を積極的に推進していく取り組みを進めます。

(イ) 各コミュニティセンターが実施する各種事業のプログラムに、読書活動を推進する内容を盛り込むよう積極的に提案するとともに、その実施を支援します。

(ウ) 図書館の蔵書を各コミュニティセンターで貸出・返却ができる体制づくりの検討を進めていきます。

イ 保育園・幼稚園・こども園との連携強化

(ア) 保育園・幼稚園・こども園への移動図書館車の運行や、出前おはなし会を充実させ、本に親しみが持てるよう努めます。



通帳式の「読書の記録」



「読書の記録」の記帳プリンター

3 市民のだれでもが本に出会える環境づくり

図書館は、基本的人権の一つとして、知る自由を持つ市民に資料と機会を提供することを重要な役割としています。

下記の取り組みを通して、市民誰でもが情報に出会える環境づくりに取り組みます。

(1) 基本事項1 市民だれにでも優しい環境づくり

ア 施設等の充実

(ア) 障がいのある無しに関わらず、誰でも安心して利用できるよう施設の整備と管理に努めます。

イ 「読書バリアフリー法」に基づく支援体制の構築

(ア) 大型活字本や録音資料、点字図書等バリアフリー資料の充実を図ります。

(イ) 対面朗読や一人ひとりの状況に応じた読書サポート等、障がい者や高齢者に向けたサービスの提供を推進します。

(ウ) 身体が不自由で図書館への来館や移動図書館を利用することが難しい市民を対象として、本の宅配サービスを実施します。

(エ) 対象となる方への理解を深めるとともに、有効なサポート方法を習得するための研修への参加を通して読書支援サービスを行う人材の育成に努めます。

(オ) 福祉関連部署・団体と連携しながら読書支援サービスの周知を図ります。

ウ 外国語を母語とする方への支援

(ア) 外国語表記による図書館案内の作成や翻訳アプリの活用により、来館した方の円滑な利用をサポートします。

(イ) 外国語表記資料の充実を図るとともに、多言語による朗読会を実施するなど、外国語を母語とする方の読書活動を推進します。

エ 防災・危機管理体制の強化

(ア) 災害時に利用者がスムーズに避難できるよう、定期的に避難訓練を実施します。

(イ) 多種多様な危機を想定し、防災減災に向けた各種取り組みを実施します。

(2) 基本事項2 配本機能の充実による利便性の向上

ア 貸出文庫の利用促進

(ア) 企業や銀行、病院等、人の集まる場所への貸出文庫の拡充を図ります。

(イ) 貸出文庫の利用促進のため、住民への周知に努めます。

イ 移動図書館の利用促進

(ア) 遠隔地に住む市民の利便性向上のため、移動図書館車の定期的な運行に努めます。

(3) 基本事項3 迅速かつ的確な情報提供

ア 広報やホームページ等による情報発信

(ア) 市広報紙やホームページ、図書館だより、インスタグラム等SNS、コミュニティセンターだより、コミュニティセンター内の展示コーナーを活用して本を紹介するとともに読書の楽しさを伝えます。

(イ) 図書館をはじめコミュニティセンター等、各施設で行われる読書活動の推進に資する事業の紹介や情報の提供に努めます。

■図書館備品の読書支援機器



プレクストーク



自動読み上げ器



拡大読書器

■移動図書館車「うつみね号」

昭和53年から運行をはじめ、現在は、平成30年に更新の4台目です。

一般書、児童書合わせて約2,000冊の本をのせて、ひと月に約20ステーションを巡回しています。



■貸出文庫

団体登録した市内の事業所やこども園、児童クラブ館に「貸出文庫」として本を届けています。

- ・入替サイクル 二か月に一度
- ・貸出冊数 40冊以内



4 貴重な郷土資料の有効活用の推進

郷土資料は地域資料とも呼ばれ、その地域の歴史や文化、先人のことを知るうえで非常に重要、かつ将来にわたり保存し受け継いでいく貴重な資料です。

下記の取り組みを通して、「市民にとって貴重な郷土資料を生かす」活動を支援します。

(1) 基本事項1 郷土資料（歴史・文化・自然など）の充実

ア 郷土を学ぶ資料の収集

(ア) 博物館や関係機関と連携し、市民に郷土資料の寄付及び情報提供を呼び掛けることで、体系的な資料の収集に努めます。

イ 分類・整理と保存

(ア) 貴重な郷土資料の分類・整理及び保存を適切に行い、次世代に引き継ぎます。

(2) 基本事項2 郷土資料の提供

ア 蓄積した資料の提供

(ア) 市民が郷土資料を活用する機会を積極的に提供します。

(イ) 館内の各展示スペースにおいて、定期的に郷土資料を展示し、市民への周知を図ります。

(3) 基本事項3 関係機関との連携

ア 各種事業の展開

(ア) 郷土資料を有効活用するため、市民や職員が専門知識を習得するための研修を実施します。

イ 郷土資料のデータベース化の検討

(ア) 分散している郷土資料の保存や、活用を図るためのデータベース導入を検討します。

ウ 関係機関との情報共有

(ア) 貴重な郷土資料を効率的に収集・保存するため、関係機関との連携を密にするとともに情報の共有化を図ります。



4階 地域資料室



4階 しらべるライブラリー

5 市民との協働による読書活動の推進

読書活動は、行政のみの力で推進できるものではありません。市民や地域、企業がそれぞれに有する専門性を生かしながら、それらと連携した各種事業に取り組む必要があります。

下記の取り組みを通して「市民と協働し、市民とともに読書活動の推進に取り組む」活動を推進します。

(1) 基本事項1 市民との協働による図書館運営及び事業展開

ア 市民との協働による図書館運営

(ア) 地域や図書館の読み聞かせボランティア団体等に対して、計画的・持続的に活動を支援します。

(イ) 読み聞かせボランティア団体等の相談に応じながら、自己研修の機会を提供します。

(ウ) 図書館や学校図書館、コミュニティセンター等の関係機関と読み聞かせボランティア団体等のネットワークづくりを推進します。

イ 市民との協働による事業展開

(ア) ボランティア団体等との連携を図り、各種事業の更なる充実に努めます。

(イ) 市民が製作した作品展示の場を積極的に提供し、合わせて資料を展示紹介することで、その利用を促します。

(2) 基本事項2 地域団体や企業等と連携した情報発信及び事業展開

ア 商工関係団体等との連携による情報発信

(ア) 市内商工関係団体と連携し、市民や地域にとって役立つ情報を定期的に発信します。

(イ) 市の各施策に関する情報について、担当課と連携しながら効果的かつ効率的な情報発信に努めます。

イ 市内企業等と連携した各種事業の展開

(ア) まちなかの飲食店等と連携した新たな貸出拠点としての貸出文庫を実施します。

(イ) 企業等が実施する読書活動に関するイベント等について、その趣旨に応じて、積極的な支援に努めます。

(ウ) 図書館で利用者に提供する雑誌のスポンサーを企業から募る「雑誌スポンサー制度」を有効に活用し、官民一体となった事業展開に努めます。

第4章 推進体制

1 推進体制の整備

本計画を効果的に推進するため、市の各施策担当課との連携を強化しながら、それぞれの事業の進捗状況を確認・共有していきます。

また、学校図書館との連携を図るため「学校司書との意見交換会」を定期的を開催し、成果や新たな課題を整理したうえで、目標に即した対応を講じていきます。更には、関係機関、団体等との連携・協力をより一層強化し、家庭、地域、学校、図書館が一体となった取り組みを進めます。

■ 図書館協議会

須賀川市図書館条例第3条の規定により設置。定数は12名以内で任期は2年。

委員は、図書館館長の諮問に応じ、図書館運営に関する意見を述べるすることができます。

